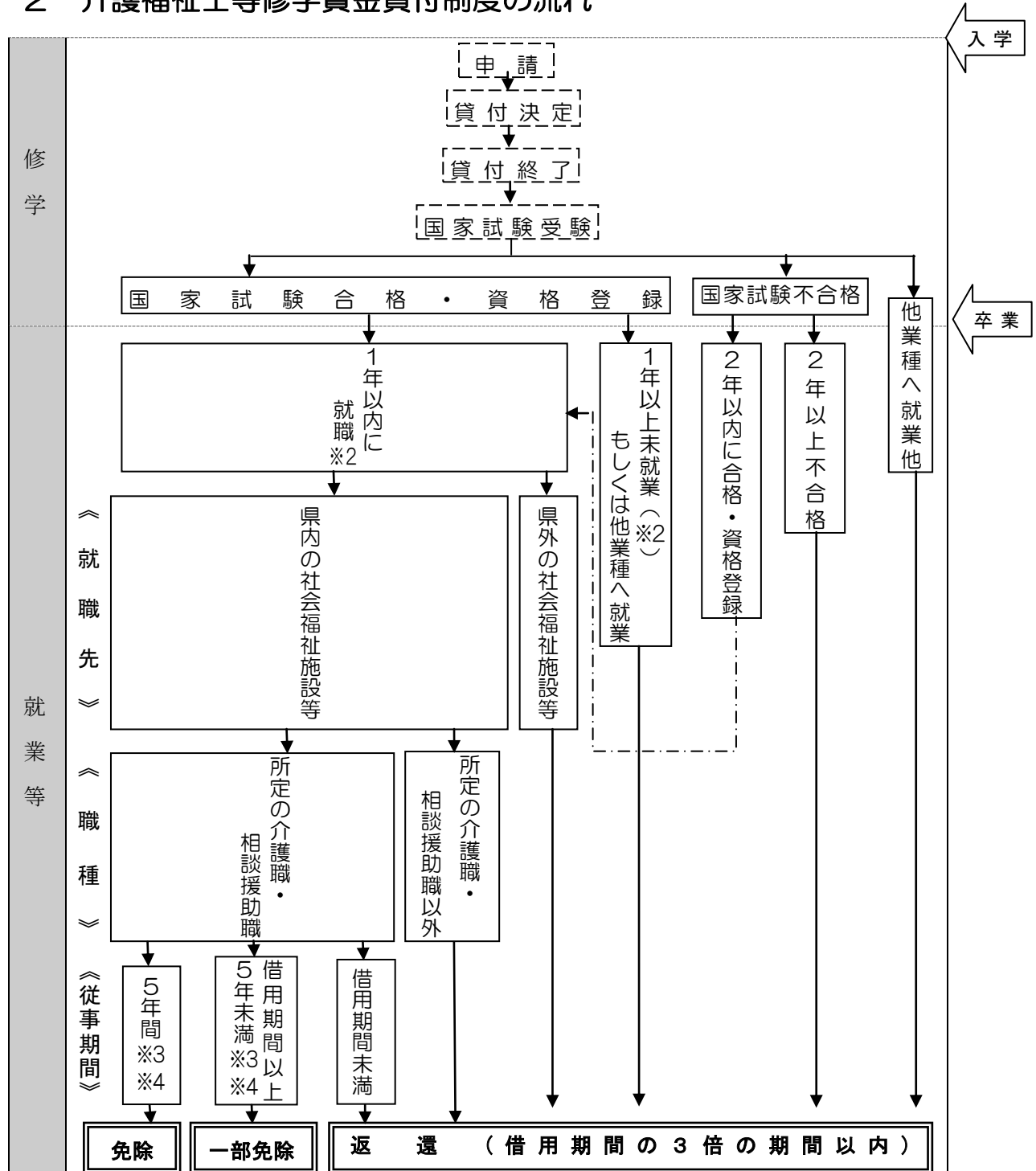


2 介護福祉士等修学資金貸付制度の流れ



※1 上記の流れにあてはまらない場合もあります。ご不明な点等がありましたら、かながわ福祉人材研修センター修学資金担当までご連絡ください。

※2 介護福祉士の資格取得後、社会福祉士の養成施設へ進学する等の場合は、返還猶予となります。

※3 5年未満で退職し、原則1ヶ月未満に所定の介護職・相談援助職に就職した場合は、返還猶予が継続されます。ただし、1ヶ月以内に就職できなかった場合は、原則、返還となります。

※4 中高年離職者は3年間